		その他の者	学校教育法による ・高等学校卒業者 ・専門学校を卒業した者（「高度専門士」、「専門士」を除く）	卒業後８年以上（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む）	卒業後９年６ヶ月以上（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む）
			その他の者	卒業後13年以上（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む）	
二	専任の監理技術者の実務経験が２年以上あるけた者	２級合格者		合格後３年以上（指導監督的実務経験１年以上及び専任の監理技術者の指導を受けた実務経験２年以上を含む）	
		その他の者	学校教育法による ・高等学校卒業者 ・専門学校を卒業した者（「高度専門士」、「専門士」を除く）	卒業後８年以上（指導監督的実務経験１年以上を含み、かつ５年以上の実務経験の後に専任の監理技術者の指導を受けた実務経験２年以上を含む）	

㈱・表中の「２級」は、２級建設機械施工技術検定を指す。

・高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による試験、旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正８年文部省令第９号）による試験に合格した者を含む。(以下同じ。)

・実務経験年数は、学科試験日の前日（平成29年６月17日）までで計算する。

・２級合格者の合格後の実務経験年数は、その試験の合格発表日より計算する。

②　２級建設機械施工技術検定：学科試験及び実地試験の受検予定者は次のいずれかに該当する者

学歴又は資格	必要とする実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
学校教育法による ・大学卒業者 ・専門学校を卒業した者のうち「高度専門士」と称する者	卒業後、受検しようとする種別の経験が６ヶ月以上で、他の種別の経験を通算して１年以上	卒業後、受検しようとする種別の経験が９ヶ月以上で、他の種別の経験を通算して１年６ヶ月以上
学校教育法による ・短期大学卒業者 ・高等専門学校（５年制）卒業者 ・専門学校を卒業した者のうち「専門士」と称する者	卒業後、次のいずれかに該当 ①　受検しようとする種別の経験が１年６ヶ月以上 ②　同上の経験が１年以上１年６ヶ月未満で、他の種別の経験を通算して２年以上	卒業後、次のいずれかに該当 ①　受検しようとする種別の経験が２年以上 ②　同上の経験が１年６ヶ月以上２年未満で、他の種別の経験を通算して３年以上
学校教育法による ・高等学校卒業者 ・専門学校を卒業した者（「高度専門士」、「専門士」を除く）	卒業後、次のいずれかに該当 ①　受検しようとする種別の経験が２年以上 ②　同上の経験が１年６ヶ月以上２年未満で、他の種別の経験を通算して３年以上	卒業後、次のいずれかに該当 ①　受検しようとする種別の経験が３年以上 ②　同上の経験が２年３ヶ月以上３年未満で、他の種別の経験を通算して４年６ヶ月以上
その他の者	卒業後、次のいずれかに該当 ①　受検しようとする種別の経験が６年以上 ②　同上の経験が４年以上６年未満で、他の種別の経験を通算して８年以上	

㈱・実務経験年数は、学科試験日の前日（平成29年６月17日）までで計算する。

③　２級建設機械施工技術検定（学科試験のみ）

２級建設機械施工技術検定においては、上記②の実務経験がない者で以下の要件を満たす場合には学科試験を受検できるものとする。

・平成30年３月31日において17歳以上の者（学歴、資格、実務経験の有無を問わない）

⑵　実地試験

①　１級

・平成29年度１級建設機械施工技術検定の学科試験合格者

・平成28年度１級建設機械施工技術検定の学科試験合格者

なお、２級建設機械施工技術検定の合格者は、２級建設機械施工技術検定の実地試験において合格した操作施工法が免除される。

②　２級

・平成29年度２級建設機械施工技術検定の学科試験合格者（ただし、⑴③による学科試験のみ受検者を除く。）

・平成28年度２級建設機械施工技術検定の学科試験合格者（ただし、⑴③による学科試験のみの平成28年度受検者を除く。）

・平成６年度から平成14年度までの２級建設機械施工技術研修の修了試験合格者

ただし、同一の種別に限る。

③　２級（実地試験のみ）

・平成28年度２級建設機械施工技術検定（学科試験のみ）の学科試験合格者で、⑴②に示す実務経験年数を有する者

ただし、同一の種別に限る。

３．試験日

⑴　学科試験（１・２級とも共通）　　平成29年６月18日（日）　午前９時30分開始

⑵　実地試験

・組合せ施工法（記述式試験（１級））　平成29年６月18日（日）　午前９時30分開始

・操作施工法（実技（１・２級とも共通））

平成29年８月下旬から平成29年９月中旬の間において、一般社団法人日本建設機械施工協会が指定する日

４．試験地

⑴　学科試験（１・２級とも共通）(会場借り上げの都合により試験地を変更することがある。)

北広島市、滝沢市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市計10箇所